

スポーツツーリズム推進による交流拡大事業
(スポーツ大会・イベント支援事業(冬季スポーツ大会))
審査要領

この要領は、スポーツツーリズム推進による交流拡大事業(スポーツ大会・イベント支援事業(冬季スポーツ大会))(以下、「補助事業」という。)における事業採択の審査に関し、必要な事項を定めるものである。

第1 事業採択の決定方法

事業を実施する市町村、スポーツ関係団体、NPO等(以下「スポーツ団体等」という。)から事業採択の申請があったスポーツ大会等事業(以下「申請事業」という。)について、申請事業の内容が補助事業の目的と合致しているかどうかを審査員が評価し、満点(50点)に対する審査員の合計点の割合(以下「得点率」という。)により事業採択を決定するものとする。

第2 審査及び評価方法

- 1 審査は、スポーツ団体等から提出された事業採択における申請書類(事業実施計画書、収支予算書、事業を実施する団体等の概要が分かる資料等)を基に書面で行う。
- 2 審査は、各審査項目について5段階により評価を行うものとし、審査項目における重点項目については評点を2倍とする。

第3 審査項目

1 冬季スポーツ実施率向上・普及への寄与度【重点】

- (1) 雪上や氷上など、積雪・寒冷地の自然環境を活かした特徴のある競技であり、参加者の冬季スポーツへの関心を高める工夫がなされているか評価する。
- (2) 子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が参加・体験できる工夫(ファミリー部門やシニア部門の設置など)がなされており、県民全体の冬季スポーツ実施率向上や生涯スポーツの推進につながる取り組みか評価する。

2 申請事業の規模・誘客効果

(1) 参加選手の人数

300人以上:5点、200人以上:4点、100人以上:3点、50人以上:2点、50人未満:1点

※参加人数を記入するにあたっては、単に目標値や予測数値を記載するのではなく、その算出根拠となる資料(過去の大会実績、過去の大会でのアンケート調査(次回大会への参加意向アンケート結果等))を添付し、記載した数値の客観的な「確からしさ」を具体的に示してください。客観的な裏付けが確認できない場合は、審査における評価に影響することがあります。

- (2) 効果的な誘客プロモーションやメディア露出につながる事業内容であるか評価する。

3 地域活性化・秋田県の魅力発信への取り組み

- (1) 秋田県の食や文化等を来場者にPRし、地域の活性化につながる取り組みか評価する。
- (2) 参加選手や観客等の前泊や後泊を促すことで滞在期間を長期化させ、大会開催期間前後にわたる地域での継続的な消費行動を誘発する明確な仕掛けが具体的に計画されているか評価する。

4 事業の継続性

- (1) 民間協賛金の獲得や参加費用の適切な設定など、将来的な大会の自立化・継続開催に向けた収益確保の工夫が見込める取り組みか評価する。その際、具体的にいつまでに自立運営が可能となるかをロードマップや収支計画等の根拠資料を持って示しているか、およびその自立化までの期間が短く設定されているかを評価し、早期の自立化が見込めるものほど高い評価とする。
- (2) 主催団体に同種の競技や冬季イベントの運営実績があり、次年度以降も継続して開催できる組織力・信頼性を備えた取り組みか評価する。

第4 審査員

1 審査は、次の審査員をもって行う。

- (1) 公益財団法人秋田県スポーツ協会専務理事
- (2) 秋田県スポーツ推進委員協議会長
- (3) 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課長
- (4) 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課長

- 2 審査員が申請団体等や申請事業の関係者である場合は、当該事業の審査には加わらないものとする。この場合において、当該審査員を除いた審査員の合計点にその平均点(小数点以下切り捨て)を加算した数値を当該事業の評定の合計とする。

第5 採択事業の選定

- 1 前条により評価した各審査員の点数を集計し、評価点の合計点が最も高い事業を採択事業として決定するものとする。
- 2 前項の点数集計において合計点が同点となった場合は、重点項目の合計点が高い事業を採択事業とする。それでも同点の場合は、各審査員の協議により決定するものとする。
- 3 各事業の得点率(小数点以下切り捨て)を算出し、得点率が合計の7割に満たない事業は、採択事業として選定しないことがある。